

建物の新築・増築

取り壊しの際は必ず届け出を！

①新築・増築について

建物を新築されたり、建て増しされた時は、県税の不動産取得税と翌年度からの固定資産税額を計算するために家屋の評価を行います。

調査の対象となる建物は、面積にかかわらず、屋根、基礎があり三方向以上を壁で囲われた建物です。鉄骨造の農機具庫や車庫なども対象になります。



平成17年中に新築・増築されたものや、近年建てられて家屋評価のお済みでない建物がございます。役場総務企画課までご連絡をお願いいたします。ご都合の良い日時をご相談のうえ、職員が評価にお伺いいたします。その際は、既に使用されている建物に入らせいただきます。計測等の作業を行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、固定資産税、不動産取得税等などについてもお知らせして説明させていただきます。

準備していただく書類

- ・建築工事の図面
- ・工事見積書等（建築費・設備費が確認出来るもの）

※これらの書類が無い場合は、調査当日に内容等を直接お聞きいたします。

②建物の減失届けについて

建物の老朽化等で建物を一部又は、全部取り壊された時は、役場総務企画課に「家屋の減失届出書」が有りますので必ず届け出てください。届出が無い場合は、課税対象として残ることになります。現在、どの家屋が課税対象になっているかは、5月中にお届けいたしました「固定資産税説明書」をご確認ください。なお、ご不明な点がございましたら職員が現地の確認にお伺いいたしますので、お気軽にお申し付けください。

平成17年中の家屋の減失届けの受付期限は、平成17年12月26日まで。

お問い合わせ先

建物の評価、固定資産税について
役場総務企画課税務係

☎(0868・79・2111)

不動産取得税について

美作県民局税務部不動産取得税課

(旧津山地方振興局)

〒708・8506

津山市山下53

☎(0868・23・1273)

個人住民税の一部が変わります

個人住民税（村・県民税）は、村民税と県民税を合計した税金で、課税所得に応じた額をご負担いただく「所得割」と、ある一定以上の所得がある方全員に定額をご負担いただく「均等割」があります。平成16年度までは、双方に一定の所得のある村内在住のご夫婦の場合、夫が住民税の均等割を納めている場合、妻については、均等割が非課税となっていました。しかし、均等割非課税措置の見直しが行われ、段階的に、平成17年度は均等割の2分の1の額、平成18年度からは、全額が課税されます。

おかやま森づくり県民税

岡山県では、平成16年4月から独自の環境政策税制として「おかやま森づくり県民税」を導入しています。

この税は、県民が一体となって、本県の森林を守り、より良い自然環境を次世代に引き継いでいくため、県民の皆様は、それを財源にお願いするもので、それを財源に新たな森林保全施策を進めていきます。

ます。

税額は個人が年間五百円、法人は資本等の規模に応じて千円～四万円で、県民税（住民税）に加算して納めていただきます。

税の使途は、放置されている奥地林の間伐、林業就業者の研修への助成、学校や国体競技会場等における県産木材の利用促進、森づくりボランティアの育成など、森林保全施策に限定し、その内容と成果を毎年公表していきます。また、実施期間は5年間で、導入効果を検証した上で見直しを検討することとします。

本県の森林の荒廃を防ぎ、その恩恵を将来に引き継いでいくため、「おかやま森づくり県民税」に御理解・御協力をお願いします。

お問い合わせ先

〒700・8570

岡山市内山下2丁目4番6号

岡山県総務部税務課

☎086・226・7241

FAX086・224・2714

電子メール

zeimu@pref.okayama.jp

ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/somu/zeimu/zeimu.htm>

nm/zeimu.htm